

津市さくら児童館運営委員会設置要綱

平成18年1月1日訓第205号

改正 平成27年3月31日訓第26号

令和2年3月30日訓第18号

(設置)

第1条 津市さくら児童館（以下「さくら児童館」という。）の適正な管理及び運営に関し広く意見を聴くため、津市さくら児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、津市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第122号）第4条の事業について企画実施を図るとともに、さくら児童館に関する事項について調査検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地区住民代表
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

3 委員は前項の各号に掲げる委員として、委嘱を受けるべき地位を失った時は、その職を失う。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に会長1人及び副会長2人以内を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、さくら児童館において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は、会長が委員会に諮って、これを定める。

附 則

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行以降における最初の委員の任期に限り、第4条第1項の適用については、同項中「2年」とあるのは、「平成19年3月31日」までとする。

附 則（平成27年3月31日訓第26号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓第18号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。